

逝去者名簿の掲載について

広報ここのえ7月号で配布しています「逝去者名簿」（初盆家庭名簿）は、「死亡届に係る情報提供書」で掲載を希望された方の情報を掲載しています。掲載の有無について変更を希望される場合や、掲載希望の有無について不明な場合は、ご連絡ください。

- 変更期限 6月30日（木）まで
- お問い合わせ 企画調整課
☎76-3807

土砂災害から生命を守るために 「日頃の備え」と「早めの避難」を

6月は≪土砂災害防止月間≫です。

梅雨や台風の季節が近づいています。濁った湧水や山鳴り、斜面のひび割れなどは、土砂災害の前兆です。早めの避難を心がけましょう。

※異常な箇所を発見した場合は、すぐに九重町役場危機管理情報推進課☎76-3801又は玖珠土木事務所☎72-1152にご連絡をお願いします。



◀こちらから県内の「土砂災害警戒区域」を指定しています。

養育里親募集説明会 ～養育里親になりませんか～

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎76-3828

大分県では、広く里親を募集しています。里親募集説明会を開催しますので、関心のある方はぜひ説明会にお越しください。

里親募集説明会

- ▶とき 7月15日（金）午後2時～午後4時
- ▶ところ 九重町役場 302会議室（3階）
- ▶対象者 愛情をもって育ててくださる方であれば、特別な資格や経験は必要ありません。
ただし、養育里親の登録には、NPO法人 chields（チーズ）・児童相談所との面接、家庭訪問、研修の受講などが必要です。
- ▶その他 事前の参加予約が必要です。
参加を希望される方は、NPO法人 chields（チーズ） ☎097-585-5404 までご連絡ください。



※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となる場合があります

●里親とは

- ・様々な事情により家庭での生活を送ることができない子どもを家族の一員として迎え、あたたかな雰囲気の中で豊かな愛情を持って心身ともに健やかに育ててくださる方のことです。
- ・養育をお願いする期間は数日間から数年間まで様々です。

第26回参議院議員通常選挙

投票日

7月10日(日)



●お問い合わせ 九重町選挙管理委員会 ☎76-3825

投票できる方

九重町に引き続き3か月以上住んでいる（令和4年3月21日までに転入届を提出された方）、満18歳以上の方（平成16年7月11日までに出生された方）で、選挙人名簿に登録されている方

投票所入場券

「投票所入場券」をはがきで郵送します。投票の際に持参していただくとスムーズに受付を行うことができ便利です。なお、お持ちでなくても投票できますので、受付でお申し出ください。

投票日（7月10日）の投票所及び投票時間

投票区	投票場所	投票時間
東飯田第1投票所	九重町隣保館	午前7時～午後7時
東飯田第2投票所	川上集会所	午前7時～午後5時
野上第1投票所	野上ふれあい交流センター	午前7時～午後7時
野上第2投票所	野矢小学校多目的ホール	午前7時～午後5時
飯田第1投票所	飯田ふれあい交流センター	午前7時～午後6時
飯田第2投票所	東部集会所	午前7時～午後5時
飯田第3投票所	基幹集落センター	午前7時～午後5時
南山田第1投票所	南山田ふれあい交流センター	午前7時～午後7時
南山田第2投票所	淮園小学校体育館	午前7時～午後7時
南山田第3投票所	粟野中央公民館	午前7時～午後5時

投票所によって、閉鎖時間が異なりますのでご注意ください。



期日前投票（当日に予定がある方）

投票日当日、仕事やレジャー、冠婚葬祭などで投票所に行けない方は期日前投票ができます。

- 期間 6月23日(木)～7月9日(土)の午前8時30分～午後8時
- 場所 九重町役場3階301会議室



不在者投票

●期間 6月23日(木)～7月9日(土)の午前8時30分～午後8時

▲九重町HP

選挙期間中に、九重町以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会
で不在者投票ができます。また、指定病院等に入院等している方などは、その施設内で不在者投票
をすることができます。

不在者投票される場合は、書類を請求していただく必要がありますので、お問い合わせ先までご
連絡ください。

新型コロナウイルスワクチン4回目接種のご案内【接種費無料】

●お問い合わせ 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ☎76-3870

九重町では以下の方を対象として、4回目追加接種を実施します。

3回目のワクチン接種から5ヵ月を経過した

- ① 60歳以上の方
- ② 18歳以上で基礎疾患（※）を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方

①に該当する方は、接種のご案内【接種券付き予診票、予防接種済証（臨時接種）等】を5ヵ月経過後に送付しますので、しばらくお待ちください。

②に該当する方（※「基礎疾患を有する方の範囲」をご確認ください）は主治医とよく相談の上、接種を受けるか受けないかをご判断ください。

※基礎疾患を有する方の範囲

次の病気や状態の方で、通院、入院している方

1. 慢性の呼吸器の病気、慢性の心臓病（高血圧を含む）、慢性の腎臓病、慢性の肝臓病（肝硬変等）
2. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
3. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）
4. 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
5. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
6. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
7. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
8. 染色体異常
9. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
10. 睡眠時無呼吸症候群
11. 重い精神疾患（精神疾患の治療のために入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
12. 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方（BMI 30の目安：身長 170 cm 体重 87 kg）
※ BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)

接種時期

3回目接種日から5か月以上経過後 本町内で、接種ができる医療機関や集団接種会場、日時などの詳細は決まり次第お知らせしますので、しばらくお待ちください。

接種券発送スケジュール

- ①60歳以上の方へは3回目接種日から5ヵ月経過後に送付します。集団接種の事前申込をされた方（3月末までに3回目接種が終わった方で希望する方）には7月上旬に送付します。
- ②18歳以上で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方については接種券交付申請が必要です。窓口での申請、またはwebで申請を受け付けています。申請後、3回目接種日から5ヵ月後に送付します。



▲九重町HP ▲申請フォーム

マイナンバーカード出張申請受付始めます

●お問い合わせ 企画調整課 ☎76-3807

役場職員が事業所や団体に出向いて写真撮影とマイナンバーカードの申請受付を行います。

申請の流れと申込条件

- ①代表者の方が町に電話で申込み、日程調整を行います(月・水・金曜日の日中で調整させていただきます。それ以外の曜日・時間帯がご希望の場合はご相談ください)
- ②町から事前に準備していただくものをご案内します
- ③当日、指定場所に職員が訪問し、申請受付を行います
- ④後日、郵送または役場への来庁により受取りができません

●申込条件

- ①町内の団体(サロン等)や事業所で、申請予定者が5名程度いること
 - ②会場および机・椅子等の準備ができること
 - ③申請者は九重町に住居登録をしていること
- ※その他詳細についてはお問い合わせ先までご連絡ください



マイナンバーカード時間外窓口のお知らせ

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

マイナンバーカードの申請及び交付についての時間外窓口を下記の日程で開設します。事前にご予約のうえ、是非ご利用ください。

★予約方法

開設日の前開庁日(土日祝日除く)の午前8時30分～午後5時までにお問い合わせ先まで電話でご予約ください。

★開設予定日

平日	7月 5日(火)	午後5時～ 午後7時
	7月 21日(木)	
	8月 9日(火)	
	8月 25日(木)	
	9月 6日(火)	
休日	9月 22日(木)	午前9時～ 正午
	7月 2日(土)	
	7月 24日(日)	
	8月 6日(土)	
	8月 28日(日)	
	9月 3日(土)	
	9月 25日(日)	



マイナンバー

活用されています！特定防衛施設周辺整備調整交付金

●お問い合わせ 企画調整課 ☎76-3807

特定防衛施設周辺整備調整交付金とは、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、防衛施設周辺住民の生活環境や福祉等の向上のため国から交付される交付金です。本町は、日出生台演習場を抱えており、町全体が周辺地域と指定され、毎年交付されています。

●令和3年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の実績

令和3年度は6,630万7千円が交付され、コミュニティバスや消防車両の購入に加え、集会所の建設、集団検診事業の実施に向けた基金への積み増しを行い、住民福祉や生活環境の向上に役立てています。

事業名	事業費	左のうち交付金	内容
コミュニティバス購入事業	10,780千円	9,000千円	27人乗り(1台)
消防ポンプ付積載車購入事業	27,588千円	25,000千円	消防ポンプ自動車(水槽付1台)
小学校トイレ環境改善事業	5,969千円	3,000千円	東飯田小学校等トイレ改修(設計)
各種集会所整備事業	23,100千円	12,000千円	麻生原集会所新築事業(工事)
	3,465千円	1,773千円	金山集会所新築事業(設計)
特定防衛施設調整交付金積立事業	15,534千円	15,534千円	集団検診事業

●基金事業(ソフト事業)にも活用!

▽令和3年度九重町における基金の活用実績

事業内容	事業費	前年度末残高	運用益	積立金	基金処分額	基金残高
園児送迎バス運営事業	11,762,652円	15,877,760円	12,702円	0円	6,000,000円	9,890,462円
集団検診事業	20,718,729円	30,000,000円	24,000円	15,534,000円	10,000,000円	35,558,000円
子ども医療費助成事業	18,122,427円	21,000,000円	16,800円	0円	7,000,000円	14,016,800円

町営住宅等の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎76-3811

町営住宅

青山住宅

住 所 九重町大字右田 785 番地の 1

募集戸数 一般世帯向け 3 戸 (3 LDK: 2 戸) (2 LDK: 1 戸)

住宅使用料等 住宅使用料は所得によって決定。駐車場使用料 1,000 円/月



豊後中村住宅

住 所 九重町大字右田 687 番地

募集戸数 一般世帯向け 1 戸 (3 LDK)

その他 IHクッキングヒーター (20A措置タイプ) が必要。

住宅使用料等 住宅使用料は所得によって決定。駐車場使用料 1,000 円/月



地域優良賃貸住宅

奥野住宅

住 所 九重町大字右田 2022 番地の 1

募集戸数 新婚・子育て世帯向け 1 戸 (3 LDK)

その他 IHクッキングヒーター (20A措置タイプ) が必要。

基本住宅使用料 78,000 円/月 駐車場使用料 1,000 円/月 (1 台分)

基本減額 次のいずれかの条件を満たす方は、基本住宅使用料から 28,000 円/月を減額。

- (1) 入居時点において新婚世帯で、かつ、入居日から 5 年を超えていない世帯又は妊娠している者がいる世帯。
- (2) 入居時点において子育て世帯又は新婚世帯で、かつ、同居の子が規則で定める学校に在学しており、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を迎えていない世帯。



申込みについて

募集期間：令和 4 年 6 月 17 日 (金) ~ 6 月 30 日 (木) 午後 5 時まで

- 入居予定日：令和 4 年 8 月 1 日 (月) から
- 敷金 (入居時住宅使用料の 3 月分) を入居手続きの際に納入が必要です。
- 入居後、共益費が必要です。
- 申込みには、所得制限等の要件があります。応募が多数の場合は抽選会を行います。
- 申込書は、建設課 (役場 2 階) に用意しています。九重町ホームページからもダウンロードできます。
- 町営住宅の使用制限措置に基づき、暴力団関係者と判明した場合は、入居できません。



▲九重町 HP

初心者、高齢者のためのスマホ教室を開催します。

●お問い合わせ 飯田公民館 ☎79-2251

スマートフォン (スマホ) を持っていないけど使ってみたい、スマホを持っているけどもっと使いこなしたいという人を対象にスマホ教室を行います。お申し込みはお問い合わせ先までご連絡をお願いします。

講習会

- と き 7 月 14 日 (木) 10 時 ~
- ところ 飯田公民館
- 申込期限 7 月 7 日 (木) 17 時
- 定 員 20 名
- 内 容 スマホの基本的な使い方や利便性、楽しさを実際にスマホを操作しながら実感する教室です。
※スマホを持っている方は当日ご持参ください。



令和3年6月に「※障害者差別解消法」の改正法が公布され、企業や店舗などの事業者に対して合理的配慮の提供が義務付けられることとなりました。

【合理的な配慮の提供とは・・・】

※企業や店舗などの事業者や行政機関などに対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行う事をいいます。

例) …車椅子を利用の方に対して、備付けの椅子を片付けて車椅子のまま着席できるようにする

改正法の施行（令和6年6月までに施行）に向けて、事業者の皆様にご理解を頂くために、『障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト』が開設されました。合理的な配慮の具体的な例なども示されていますので、下記ポータルサイト等をご活用の上、一層のご理解をよろしくお願いいたします。

＜障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト＞

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>



障害者差別解消法とは

障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）をつくることを目的とした法律です。この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」や「環境の整備」を行うこととしています。

高齢者世帯リフォーム支援事業 申請受付中です

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

高齢者の暮らしの安全確保や住環境の向上を図るための改修工事に対して、費用の一部を助成します。

対象

▶ ①と②のいずれにも該当する場合

- ① 高齢者がいる世帯で、世帯全員の所得総額 350 万円未満の世帯（高齢者と高齢者以外からなる世帯の所得においては、公的年金を除く）
- ② 対象工事費が 30 万円以上のもの

助成内容

▶ 改修工事にかかった費用の 20% を補助します。上限額 30 万円。
（予算に限りがあるため年度途中で受付を終了することもありますので、ご了承ください）

手続き

※必ず、工事着工前に申請してください

▶ 申請書類

- 九重町高齢者リフォーム支援事業補助金交付申請書
- 印鑑
- 世帯全員分の住民票と所得証明書
- 見積書
- 平面図及びその他の図面



◀ まちの事業紹介
(23ページに記載)

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金について

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

対 象

- ① 令和4年度分住民税非課税世帯の世帯主
- ② 令和4年1月以降新型コロナウイルス感染症による家計急変で、①と同等となる世帯の世帯主
住民税が課税されている世帯であっても、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入減少により①と同等となる世帯へ10万円を支給します。対象要件に該当するかどうかは、収入が減少したことが分かる書類を審査し決定します。(詳しくは事前にご相談ください)
【②の対象要件】
 - ・①に該当しない方
 - ・新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による影響で収入が減少した世帯
 - ・世帯全員が「課税されている他親族等の扶養」を受けていないこと

相談受付期間

令和4年9月30日(金)まで

※令和3年度住民税非課税世帯として、すでに10万円の給付を受けたものを含む世帯の方は、今回は対象にはなりませんのでご注意ください。

九重町長期休暇サポート事業について

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

九重町では、障がいのある児童及びその家族の地域生活を支援するために、支援学校等に通う児童の夏休み等の日中活動の場を提供する「九重町長期休暇サポート事業」を行っています。

この事業では児童の健全育成を図るとともに、家族の介護負担を軽減することを目的としています。

九重町長期休暇サポート事業

- ▶ **実施期間** 7月下旬～8月中旬(お盆明け)までの予定 **時間** 午前9時～午後3時半
- ▶ **対 象 児** ①と②のいずれにも該当する方
 - ①原則として、町内に住所を保有する障害福祉サービス受給者証、身体障害者手帳、療育手帳のいずれかを所有する方
 - ②支援学校、支援学級に在籍する19歳未満の方
- ▶ **利 用 料** おやつ代等の実費負担分のみ
- ▶ **そ の 他** 送迎は自主送迎をお願いします。昼食は弁当(水筒)持参です。
※実施場所については、玖珠郡内の施設を検討しています。
- ▶ **申込方法** **申 込 期 限** 6月30日(木)まで
詳細・申込先 健康福祉課 福祉グループ(☎76-3821)



家族みんなで歯や口の健康を守りましょう

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

歯や口の健康を保つことは、単に食べ物を咀嚼するだけでなく食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基礎となるものです。80歳で20本以上自分の歯を保ち、健やかで楽しい生活をすごそうという8020（ハチマル・ニイマル）運動が推進されており、乳幼児期から口腔ケアの習慣を確立することが大切です。マスクで口が見えない生活が続いていますが家族みんなで歯と口のケアを実践し、歯と口の健康寿命を延ばしましょう。

乳幼児期・学童期

九重町は令和2年度の3歳児健診の結果において、大分県内で1番むし歯を持っている3歳児が多いというデータが明らかになりました。

- 食事（間食）の時間を決める
- だらだらと食べない
- 食べたらずき習慣、必ず仕上げ磨き
- 定期的（3～4か月毎）にフッ化物塗布

成人・高齢期

平成5年の国の調査で、80歳以上の平均歯4.6本となっています。歯の喪失が急増するのは50歳前後です。

- よくかんで歯周病とメタボ予防
- 歯間清掃用具（デンタルフロスや歯間ブラシ）を使う
- 1日1回は入れ歯を外して手入れを！
- 口や舌など口まわりを動かす

<九重町の3歳児むし歯を持つ児の割合>

平成30年度	38.9%
令和元年度	11.4%
令和2年度	29.9% (県平均16.7%)

かかりつけ歯科医をもって、定期的に歯科検診を！



<健康日本21（第二次）での目標>

80歳で20本自分の歯を有する者の割合	20%以上
60歳で24本自分の歯を有する者の割合	50%以上

テイクアウト料理を購入した時の食中毒予防のポイント

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、テイクアウト料理を食べる機会が増えているのではないのでしょうか。

テイクアウト料理は、調理から食べるまでの時間が長くなり食中毒のリスクが高まります。

食中毒の3原則である、①「つけない」、②「ふやさない」、③「やっつける」に従って、食中毒を予防しましょう。

食中毒を予防するための「食中毒予防の3原則」

①つけない

食事前に手を洗う

帰宅後や食べる前などには、必ず石けんと流水で手を洗いましょう。



②増やさない

室温に放置しない事

食品を買った後は、なるべく早く持ち帰るようにしましょう。すぐに食べない場合は冷蔵庫で保存するようにしましょう。



③やっつける

持ち帰り後、加熱する

ほとんどの細菌やウイルスは加熱で死滅します。加熱が可能な場合には、なるべく全体が温まるよう、食べる前に電子レンジ等で加熱しましょう。



- 家庭での調理も3原則に従い、手洗いと調理器具の洗浄、生鮮食品などは低温で保存し、食品の中心までしっかり加熱するようにしましょう

私たちが九重町の母子保健推進員です！

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

母子保健推進委員は保健福祉センターと連携し、赤ちゃん訪問、教室や健診の支援、学習会や視察研修などの活動を通して地域に密着した母子保健事業を推進しています。

令和4年度から2年間の任期で、12名の方が依頼されましたのでご紹介します。

秘密の厳守 母子保健推進員は、活動で知り得た個人情報等の秘密を絶対に口外しません。



東飯田地区



うえやま まみ
植山 真美



ゆあさ みえ
湯浅 三恵



ゆあさ まゆみ
湯浅 真由美



あだち きよみ
安達 喜恵美



かわの やすよ
河野 安代



ほあし ゆみこ
帆足 由美子

野上地区

飯田地区



おさじま りえ
茂嶋 リエ



じくまる あずさ
軸丸 あずさ



なかじま ふみえ
中島 富美恵

南山田地区



こうした かよみ
香下 加代美



さとう よしみ
佐藤 佳美



あそう あけみ
麻生 明美

国民年金広場

国民年金保険料免除等の申請について

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802
日田年金事務所 ☎0973-22-6174

1 国民年金保険料免除等の申請

保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、年金事務所または住民課(役場1階)の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

令和4年度分(令和4年7月から令和5年6月)の免除申請

受付開始 令和4年7月1日から

※申請ができる過去期間は、申請書を提出した日から2年1ヶ月前までです。
また、申請には年度ごとの申請書の提出が必要です。



▶ 失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方は、年金事務所または住民課の国民年金窓口へご相談ください。

次の年金相談

- とき 8月24日(水)
- ところ 九重町役場1階101会議室

※予約が必要ですので、日田年金事務所(☎0973-22-6174)までご連絡ください

この宝くじの収益金は市町村の明るく
住みよいまちづくりに使われます。
1枚300円
7月5日(火) 発売!!
サマージャンボ宝くじ
(公財)本庁市町村振興協会



宝くじ文化公演 ～Mr. マリック & マギー司郎マジックショー～

●お問い合わせ 九重文化センター ☎76-3888

一般財団法人自治総合センターの助成により文化公演が行われます。現在前売り券発売中ですので観覧希望の方は前売り券発売所にてご購入ください。

- とき 7月10日(日) 開演14:00 (開場13:00)
- ところ 九重文化センター
- 入場料 一般1,500円 (当日2,000円)
高校生以下1,000円 (当日1,500円)
※全席自由席
※宝くじの助成により特別料金になっています。

《前売り券販売所》
九重文化センター、東飯田公民館、野上公民館、飯田公民館、
南山田公民館、くすまちメルサンホール



町長コラム Vol.21
とびらをあけて
九重町長 日野 康志

梅雨の時期を迎え、今年も豪雨災害の発生が懸念されます。昨年の8月豪雨災害や一昨年の7月豪雨災害を経験し、災害の恐ろしさと人の命を守る大切さを改めて感じたところです。また、災害からの復旧に多くの関係機関やボランティアをしてくださる人々の助けを目の当たりにして、物も大切ですがそれ以上に人の心の大切さについて考え直す機会となりました。人口減少が進み、社会のコミュニティが薄れ、産業の担い手が不足し、これまで通りのことが出来ないとよく言われていますが、人の考える力や支え合う力は、地方ほど大切にしてきたものです。人と人との繋がりこそが、全ての原点です。このことを考えながら、固定概念にとらわれず、見方を変えて新たな発想を持ち、挑戦する行動をこれからも大切にしたいと思っています。

話は変わりますが、先日南山田小学校の6年生が社会科の時間を利用して、役場の仕組みを勉強するために、

町長室にも見学に来てくれました。その時、私のデスクに座った児童の一人から「町長になろうかな」という小さな声を聞き取ることが出来、微笑ましく嬉しくて心が和みました。将来のことはどうなるか誰にもわかりませんが、夢を語りそのために努力する事こそが一番大切です。達成できない事の方が多くありますが、結果が全てではなく、経過を大切にすることの方が大事です。その子の思いが実現できますように。

新型コロナウイルス感染症発生後2年が経過し、厳しかった経済も少しずつ回復してきましたが、今度はロシアのウクライナへの軍事侵攻により、物価の高騰が社会問題となっています。また、このような戦争は、人権侵害の最たるものであり、尊い命が失われ誰もが心を痛めています。さらに、東アジアでの緊張も度を深めています。私たちに出来ることは限られていると思いますが、他人事とは思わず、私事と思うことが必要だと思えます。地域社会も同じです。助け、助けられ、支え、支えられ、そういう人と人との繋がりを大切にするといった原点に立ち返って、もう一度考えてみる、そんな今日この頃です。

これからの時期、災害がいつ起こるか分かりませんが、命ほど大切なものはありません。お互いの命を守るためにも、皆さんの力を貸してください。宜しく願います。